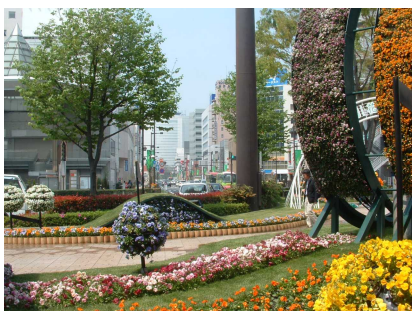
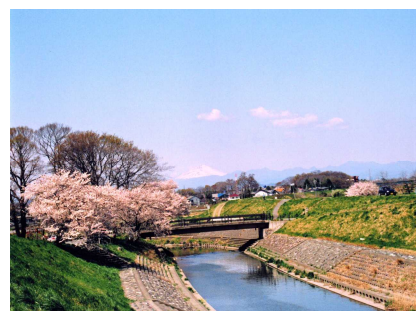




高崎市緑の基本計画

緑・花・水と人が交流する環境共生都市 たかさき

《概要版》



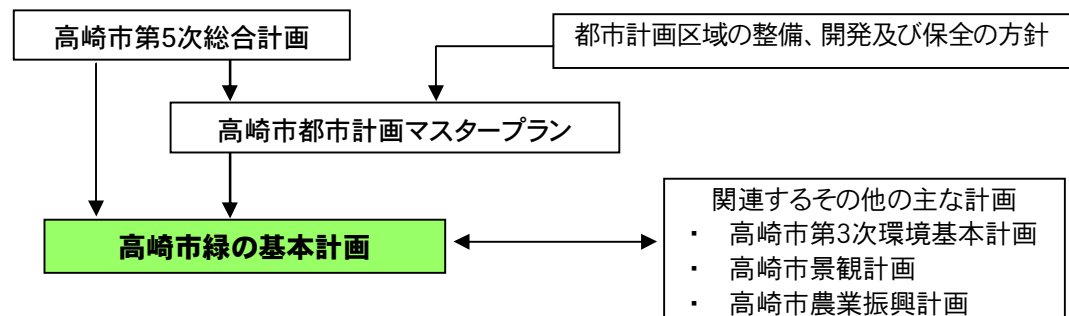
1. 緑の基本計画の概要

緑の基本計画は、都市緑地法第4条に基づき、市町村が長期的な目標のもとに定める、緑とオープンスペースに関する基本計画です。

本計画は、将来の緑の望ましい姿を定め、それを実現する緑の保全、公園の整備、公共施設や民有地の緑化、緑化の意識の普及啓発などを含めた施策の方針を明らかにし、緑豊かなまちづくりを総合的・計画的に推進する指針とするとともに、市民・事業者・市が連携・協働を図るうえでの共通の土台とするために策定するものです。

●位置づけ

- ・ 緑の基本計画は、「高崎市第5次総合計画」「高崎市都市計画マスタープラン」を上位計画として、「高崎市環境基本計画」「高崎市景観計画」などの計画と整合を図りながら策定する分野別計画です。



●計画の対象区域と目標年次

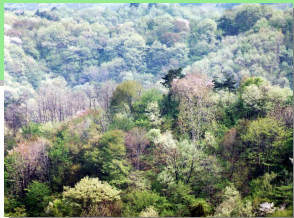
- ・ 計画対象区域は、高崎市全域とし、計画の目標年次は、平成39年とします。

●計画で対象とする緑

- ・ 本計画で対象とする「緑」は、樹木や草などの植物や、植物によって覆われている土地およびこれらと一体となった水面やオープンスペースなどを指します。

緑の機能

都市の気候をやわらげるなど、
環境を保全します。



生き物の生息地・生育地を
つくり出します。



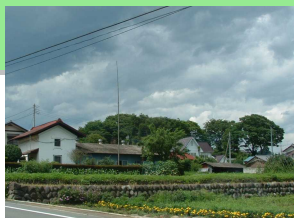
災害防止や避難地・救援活動拠点となる
など、都市の安全性を確保します。



スポーツ、レクリエーションや
学習などの様々な活動の場を
提供します。



地域らしい景観やうるおいのある
美しい景観を形成します。



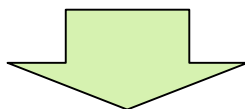
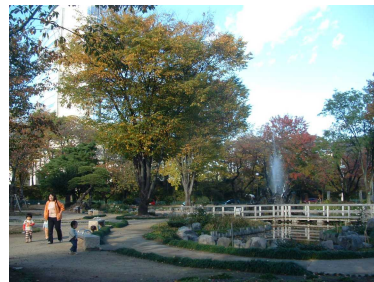
暮らしに必要なものをつくり、
支えています。



2. 高崎市の緑の現況と課題

高崎市の緑の分布は、榛名山麓等の森林が西部に広がり、烏川沿いと丘陵部や市街地の郊外部には農地が広がるという構成となっており、市域を貫くように烏川が流れています。広い市域を有する高崎市には、都市の緑から、農地、森林などの多様な緑が見られることが特徴であるといえます。

- 市民1人当たりの都市公園面積は25.7㎡、線引き都市計画区域では12.08㎡となっていますが、今後も特に市街地において都市公園を中心としてオープンスペースを確保することが求められます。
- アンケート調査においても、公園や緑地の整備が必要という意見が多く挙げられており、公園のバランスのとれた配置やニーズに応じた整備が求められます。
- 公共公益施設の緑化は、緑化のモデルとなるよう努めることが重要です。
- 市街地においては全般的に緑が少ない状況であることから、住宅地、商業・業務地、工業地などの土地利用に応じて緑化を図る必要があります。
- 烏川をはじめとする河川の保全と活用が求められます。
- 街路樹は、高崎地域と新町地域において積極的に進められていますが、特に市街地においては今後も街路緑化の積極的な推進が望まれます。
- 森林は、温暖化防止に役立つとともに、自然環境の保全や水源涵養などの多面的機能を有しており、市民の生活を支えていることから保全が求められます。
- 観音山丘陵は、市街地に隣接した身近な自然として保全・活用が求められます。
- 農地を重要な緑として保全するとともに、土にふれあえる場などとして活用していくことが求められます。
- アンケート調査から、市民の緑のまちづくりに対する参加意識は高いといえることから、様々なニーズに対応した参加の仕組みやプログラムを整備することが求められます。



総合的な緑の課題

●多様な緑の環境と共生する都市づくり

本市の豊かな緑が、市民の生活だけでなく、地球レベルの環境の保全に役立っていることに配慮しながら、環境と共生する都市づくりを目指すことが求められます。

●広大な市域における多様な緑の保全・活用・創出

本市の市街地の緑、丘陵部の緑、市街地周辺の農地などの緑、山間部の森林などの多様な緑や自然環境に配慮するとともに、その特性や構造を活かすことが求められます。

●都市の魅力や身近な暮らしを豊かにする緑の育成

高崎市の地域特性や将来方向を踏まえ、高崎市らしさをつくり出している特色のある緑や暮らしを豊かにする緑の保全・活用・創出を図るとともに、緑のネットワークの形成を図ることが求められます。

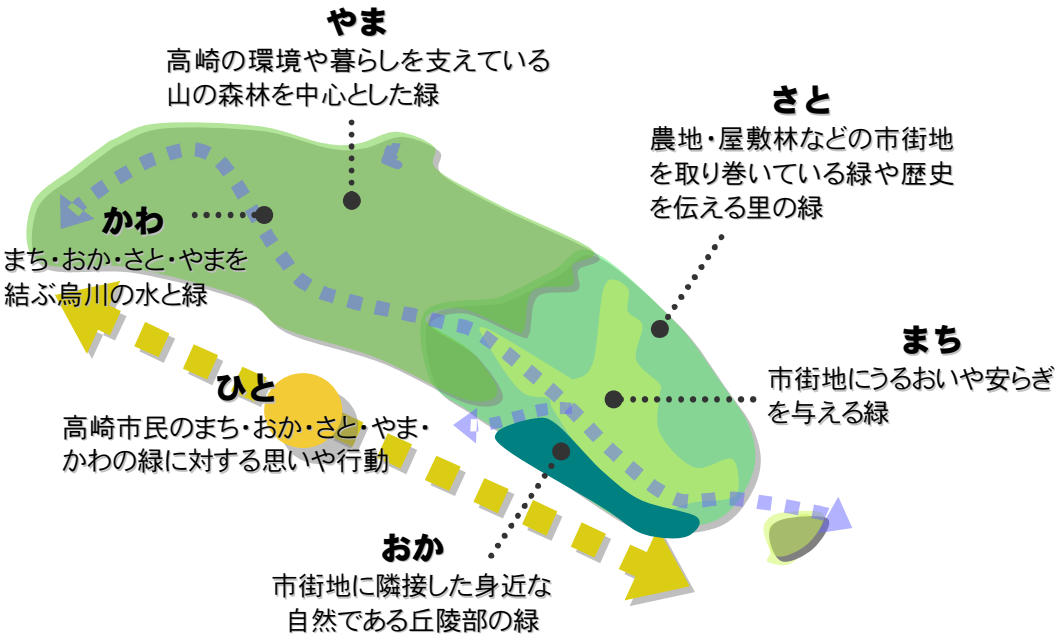
●市民との協働による地域の緑のまちづくり

市民・事業者と市の協働によって、緑のまちづくりを進めることが求められます。そのために、緑に対する意識を高め、緑のために行動する市民・事業者の育成や参加する仕組みづくり、支援の充実などが求められます。

3. 緑の基本計画の目標と基本方針

高崎市の緑は、市街地にうるおいや安らぎを与える緑(まちの緑)、市街地に隣接した身近な自然である丘陵部の緑(おかの緑)、農地・屋敷林などの市街地を取り巻いている緑や歴史を伝える緑(さとの緑)、高崎の環境や暮らしを支えている森林を中心とした緑(やまの緑)としてとらえることができます。そして、それぞれの緑は別々に存在するのではなく、烏川(かわの緑)によって結ばれています。さらには、高崎市民という「ひと」の思いや行動でつないでいくことが重要となります。

本計画では、「まち・おか・さと・やま」の多様な特性を有する緑や花と、烏川を中心とした「かわ」が豊かに結びつき、高崎市民である「ひと」の思いと行動によって、環境に配慮した都市を目指すものとし、緑の将来像と、「まち・おか・さと・やま・かわ」の緑と「ひと」の目指す姿を目標として設定します。



緑の将来像

緑・花・水と人が交流する環境共生都市 たかさき

将来の高崎市のイメージ

- まちの緑、おかの緑、さとの緑、やまの緑が連なり、高崎市の環境を支える基盤となっており、それぞれが望ましい姿で守られ育成されています。
- 「まち」には、公園や花と緑が美しいまちなみがあり、多様な緑がネットワークされており、快適に、また安全で安心して住み続けることができます。
- 「おか」は、身近な自然として市民に親しまれ、適切に管理されています。また公園緑地を拠点として、おかをめぐるネットワークも形成されています。
- 「さと」においては、恵み豊かな農地が広がり、市民が体験できる農園もあります。また、歴史を伝える遺跡も随所に保全・継承されています。
- 「やま」の森林は適切に管理され、木材などが利用されています。また、市内外から多くの来訪者があり、自然に親しむ場も確保されています。
- 烏川などの「かわ」の緑が市域を貫き、豊かな自然に親しむことができる場があり、多様な生き物とふれあうことができます。
- このような多様な緑を、すべての「ひと」が、それぞれのライフスタイルにあわせて楽しみ、また大切に思い、かわりながら育てています。そして、持続可能な緑のまちづくりが進められることにより、二酸化炭素(CO₂)の削減や資源の循環などに配慮された環境共生都市が実現しています。

やま

地域の暮らしと地球環境を支える やまの緑

「やま」の緑は、水源の涵養や災害の防止などの市民の暮らしを支えるとともに、地球環境を守る緑として守り育てていくことを目指します。

さと

歴史と文化にふれあう恵み豊かな さとの緑

「さと」の緑は、地域において育まれてきた歴史や文化を継承するとともに、豊かな実りのある緑として守り育てていくことを目指します。

ひと

思いと行動が輝く 緑のひと

高崎市民である「ひと」は、緑を大切に思う心を育みながら、それを具体的な行動に移し、様々な主体との連携・協働によって取り組んでいくことを目指します。

計画の目標 (緑の将来像図)

かわ

いのちを育む かわの緑

烏川・碓氷川の「かわ」の緑は、市民の暮らしや多様な生き物の生息・生育を支え、水とふれあえる緑として守り育てていくことを目指します。

おか

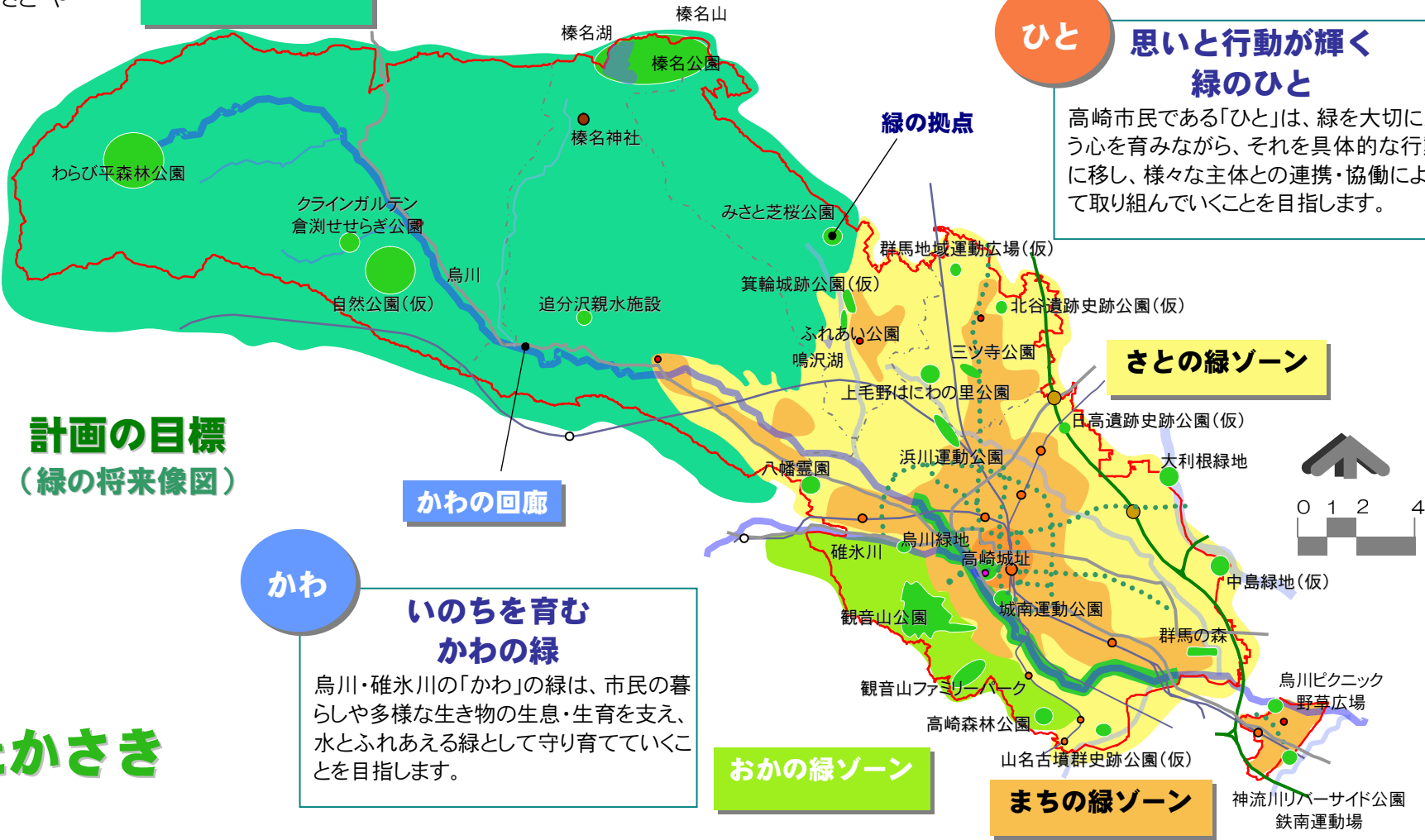
身近な自然とふれあう おかの緑

観音山丘陵の「おか」の緑は、まちに近接した身近な自然にふれあえる緑として守り育てていくことを目指します。

まち

多様な表情のある まちの緑

「まち」の緑は、うるおいや安らぎを与え、また安心・安全なまちづくりを支える緑として保全・創出していくことを目指します。



- まちの緑ゾーン
- おかの緑ゾーン
- さとの緑ゾーン
- やまの緑ゾーン

- かわの回廊
- 緑の拠点
- 緑の道(主な幹線道路)
- 河川

緑の目標水準

- 市民 1 人当たりの都市公園面積を、線引き都市計画区域においては13㎡、市全域においては29㎡の確保を目指します。
- 敷地内に20%以上の緑化や道路の緑化を進めます。
- 「身近な場所に公園や緑地があり、緑豊かな環境が整っている」と思う市民の割合を70%となるよう目指します。

「まち・おか・さと・やま・かわ」に対し、それぞれに中心となる緑は異なります。また、「ひと」は、すべての緑に対してかかわることとなります。各ゾーンと主に対象とする緑の方向を整理し、施策展開の基本方針として設定します。また、5つの基本方針に基づき、具体的に推進する施策を位置づけます。

5つの基本方針

1 特色ある緑のオープンスペースをつくる

地域において様々な利用の拠点となる公園緑地や身近な公園緑地などの特色ある緑のオープンスペースを、適正に配置・整備するよう努めます。



基本施策（施策の柱）

- 緑の拠点の整備・活用
- 公園緑地の整備・活用

2 花と緑のまちなみをつくり、育てる

土地利用に応じた緑化や公共公益施設の緑化を積極的に進め、花と緑あふれるまちなみをつくります。



- 市街地の緑化推進
- 駅周辺の緑づくり
- 公共公益施設の緑化推進
- 学校の緑化推進
- 住宅地などの緑化推進
- 事業所の緑化推進
- 開発などに合わせた緑づくり

3 水と緑のネットワークをつくる

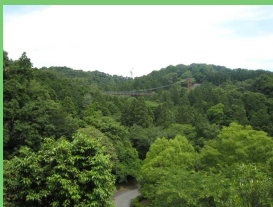
生き物の回廊や水循環の基盤となる大きな河川や身近な河川の保全・整備と道路の緑化を進め、水と緑のネットワークを形成します。



- 烏川・碓氷川のかわの回廊づくり
- 河川を活かした緑の整備
- 道路の緑化

4 ふるさとの緑を守り、育てる

郷土の基盤となる森林、農地などの多様な緑を将来にわたり、守り育て、活用していきます。



- 樹木・樹林地の保全・活用
- 観音山丘陵の緑の保全・活用
- 森林の保全・整備・活用
- 農地の保全・活用

5 花や緑に親しむ心を育み、参加・活動を広げる

市民が緑に親しむ機会を増やし、緑を大切に思う心を育むとともに、具体的な参加の場を確保する仕組みなどを充実します。



- 緑の普及啓発の推進
- 緑の学習・表彰制度の充実
- 市民の活躍の場づくり
- 緑の取り組みを支援する仕組みづくり
- 緑の資源循環の仕組みづくり

4. 緑化重点地区

まち・おか・さと・やまの緑ゾーン・かわの回廊に対応して、緑化の推進を図るべき地区と、自然を活かした公園の整備などを重点的に推進する地区を緑化重点地区として位置づけます。これらのエリアは、今後モデル的な整備を進め、緑のまちづくりを先導していく役割を担っています。

■倉渕自然公園周辺地区

自然を活かし、周辺の緑と連携した地域づくり

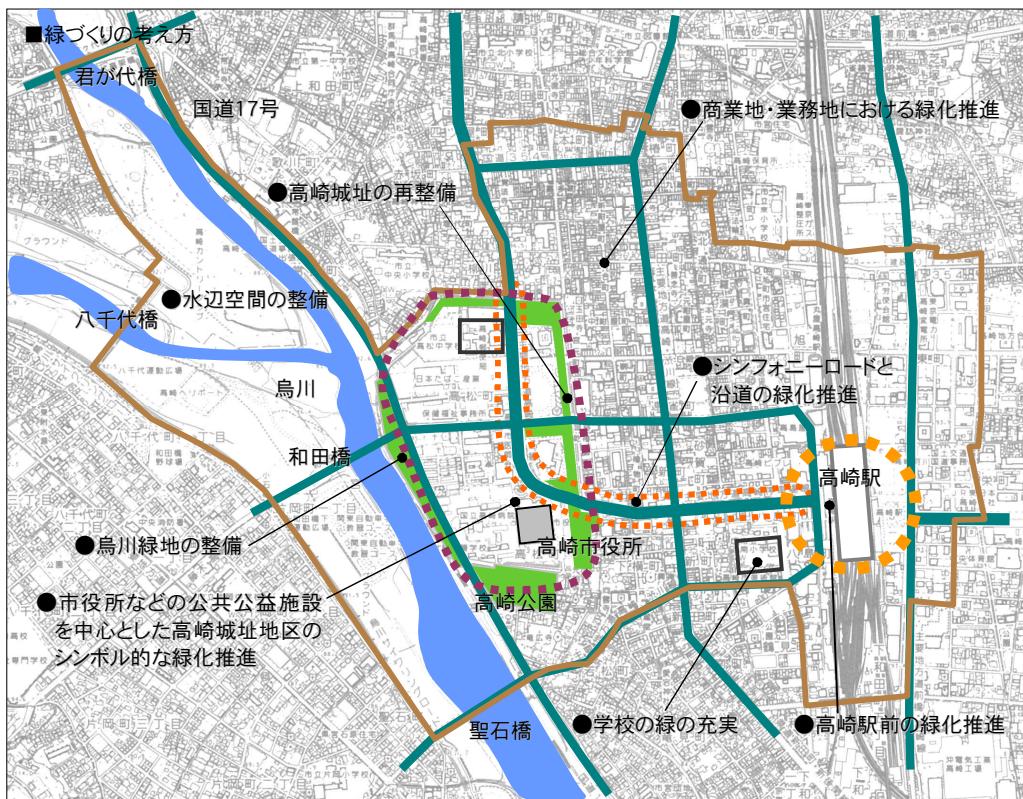
地域の豊かな環境を活かした自然公園（仮称）の整備を核として、新たな地域の交流拠点や既存の施設などとの連携を図りながら、新しい魅力を発信する地域づくりを推進します。



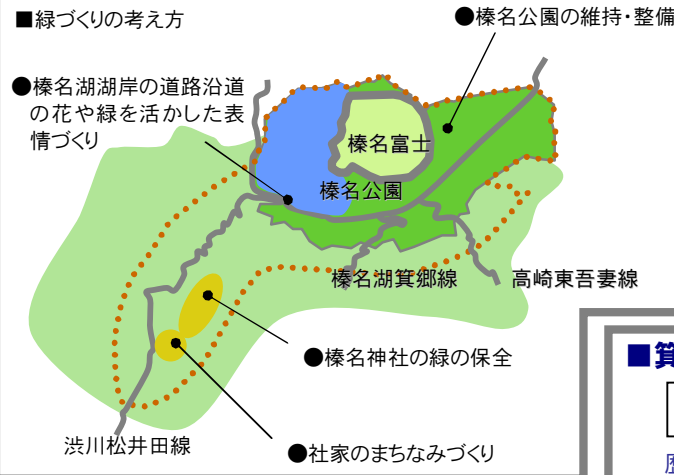
■都心地区

花と緑あふれ、水辺を活かした都心づくり

本市の顔となる地区として、内外に魅力を発信していくために花と緑を積極的に活用した表情づくりに努めます。



■位置図



■緑名公園周辺地区

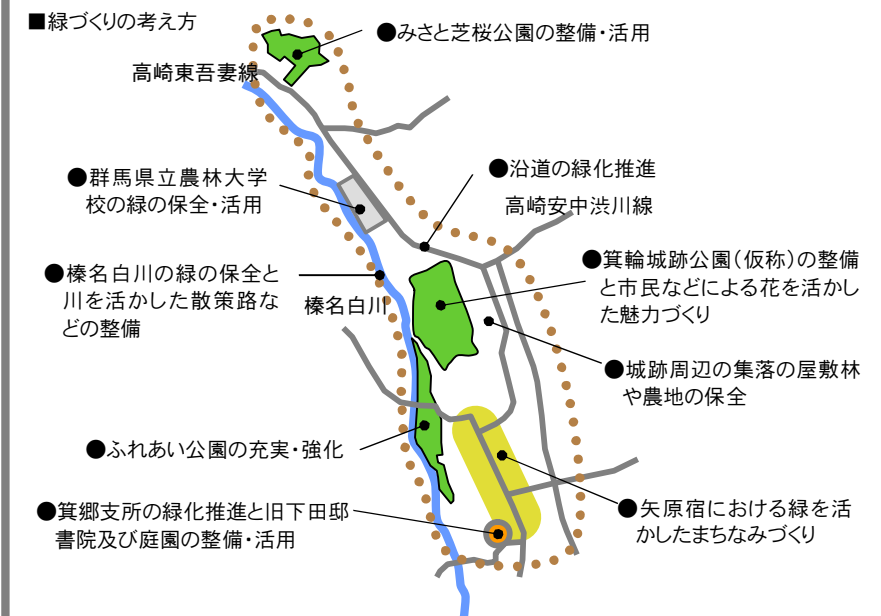
雄大な自然を活かした魅力ある緑名公園づくり

雄大な自然を活かした人々が集える魅力ある緑名公園の維持・整備や機能の充実に核として、周辺の花や緑を活かした表情づくり、緑名神社との連携を積極的に図りながら、観光に配慮した地域として整備します。

■箕輪城跡公園周辺地区

歴史と花にふれることができる魅力ある地域づくり

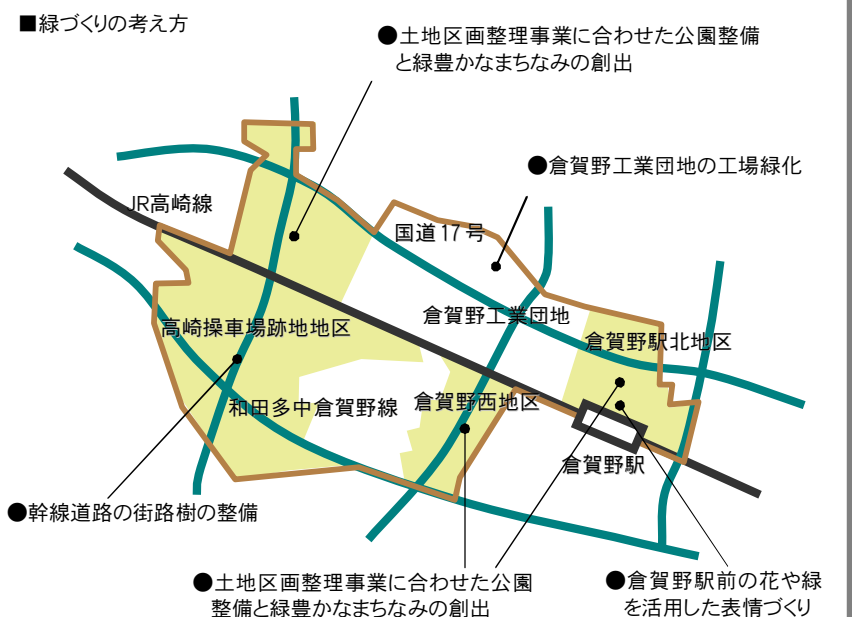
歴史の面影を残す箕輪城跡公園（仮称）の整備を核として、宿場町などの花や緑を活かした魅力ある表情づくりを積極的に推進します。また、みさと芝桜公園の整備を進め、連携を図りながら、観光に配慮した地域として整備します。



■高崎操車場跡地周辺地区

新たな魅力にあふれた花と緑が美しいまちなみづくり

土地区画整理事業の推進に合わせて、公園の整備と緑豊かなまちなみづくりを積極的に推進します。



■観音山丘陵地区

おかの自然とふれあえる拠点とネットワークの形成

拠点となる公園の整備・充実を図るとともに、自然や歴史に親しめる散策路などの整備によって回遊性を高めます。



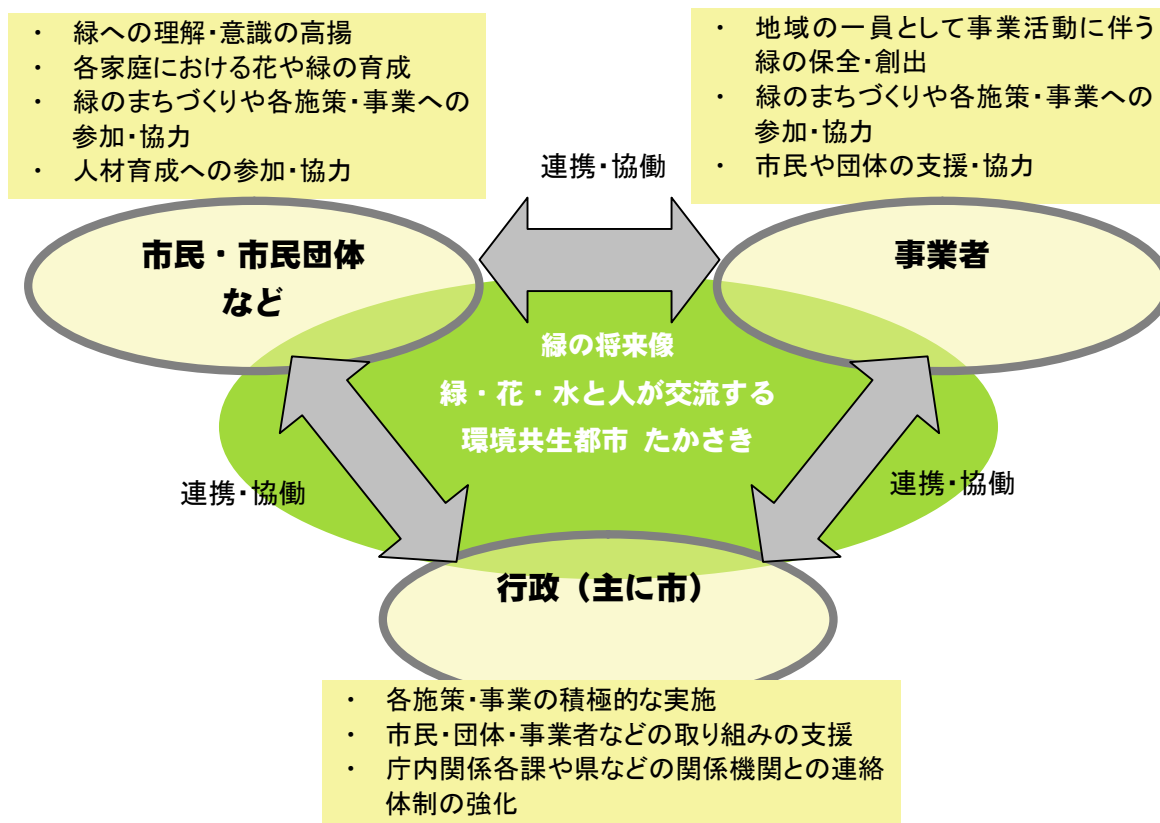
5. 計画の推進体制

計画の推進に向けて、次のような体制や仕組みの強化に努めます。

●市民・事業者・行政の協働

- ・ 緑の将来像の実現のためには、NPO・ボランティアなどの団体を含む市民、事業者、市を中心とした行政がそれぞれの役割を果たしながら、連携・協働によって進めていくことが求められます。

■市民・事業者・行政の役割



●庁内体制の強化

- ・ 計画の推進に当たっては、公園緑地部局の組織の強化を図るとともに、都市計画をはじめ、環境や農政、観光などの関連する部局との連携を図りながら、それぞれの事業や施策を実行していくこととします。

●緑化審議会の活用

- ・ 施策の推進と進行の管理に当たり、重要な事項を調査審議する組織である条例に基づく緑化審議会の積極的な活用に努めます。

●市民が施策に対する提案を行うことができる仕組みづくり

- ・ 市民が市の緑の推進施策に提言することができる仕組みづくりや場づくりを検討します。

●国・県・近隣市町との連携

- ・ 市内で国や県が実施する事業との連携を図るとともに、広域的な緑については、近隣市町との連携によって施策を検討します。また、市内の国や県が管理する施設について、緑の将来像の実現に向けて協力を要請します。

●財源の確保

- ・ 限られた予算を有効に活用するよう、国の補助制度の活用や民間資金を導入できる仕組みの検討に努めます。また、基金の充実や市民公募債の活用などによって、財源の確保に努めます。

●施策の管理・評価と見直し

- ・ 計画の実効性を確保するために、施策などの取り組みの進捗状況を把握するとともに、点検・評価を行っていきます。また、緑の推移や社会情勢の変化などを踏まえ、必要に応じて計画の見直しを行います。

